

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成28年6月8日(水)午後3時00分

場所 鹿本農業協同組合 植木支所 2階会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 桵永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中5名が欠席)

2番 津田 征士郎	7番 網田 稔	20番 園田 操
22番 園川 良二	43番 田上 辰也	

午後3時00分 開会

事務局 それでは、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。
本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中44名で
ございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に
基づき、総会が成立しております。
それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。
本日は、4月の地震によります災害対応や田植えの準備などで大変
お忙しい中、農業委員会総会に多くの方がご出席いただき、まことに
ありがとうございます。また、このたび地震で農業施設などに大きな

被害が出ています。私たち農業委員会としても、農業復興に向けたさまざまな取り組みに対応し、より一層の貢献をしなければならないと思っております。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画などの審議が、主なものとなっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には30番の福原幸一委員と31番の牧坂邦夫委員を、書記に事務局の友安文崇主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで、8件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

こんにちは。事務局岩永です。本日も訂正がありますのでよろしくお願いいたします。

まず、別冊の目次から1枚開いていただきまして、目次のほうから訂正方をよろしくお願いいたします。まず第4号議案ですけれども、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちらただいま18件と表記しております。こちら2件取り下げがっておりますので、16件と訂正方をお願いいたします。これに伴いまして下段の合計数102件と表記しておりますところを、100件と訂正方をお願いいたします。

続きまして、個別のものに入っていきます。1枚開いていただきまして、1ページと表記してありますところをお願いいたします。4番ですけれども、こちらの耕作面積ですけれども、こちらは今1,196と表記しておりますこちらを、1万5,398と訂正方をお願いいたします。

続きまして、11ページになります。14番と15番ですけれども、こちら取り下げになっておりますので、斜線等での訂正をお願いいたします。

続きまして、33ページに飛びます。第8号議案、引き続き農業経

営を行っている旨の証明願ですけれども、こちら1件ですので1番ですけれども、まず願出人、東区下南部2丁目542番と表記しております。この542番が訂正になります。1番58号と。542番地と表記しておりますところを、こちら全部削除していただきまして、1番58号と訂正をお願いいたします。それと土地の表示ですけれども、東区下南部、今、3丁目と表記しております。こちらを1丁目と訂正をお願いいたします。

それと黄色い用紙、間に黄色い用紙が1枚挟まっているかと思いませんけれども、こちらの報告事項の8番、使用貸借解約通知、こちら4件と今表記しております。こちらを3件と訂正をお願いいたします。これに伴いまして合計数65件を64件と、あわせて訂正をお願いいたします。

報告事項のこちらの黄色からずっと行きまして15ページになりますけれども、使用貸借解約通知、こちらですけれども、こちらの1番、こちら取り下げになっておりますので、こちらも斜線等の対応をお願いします。

訂正は以上です。

議 長

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、24件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、子への贈与のため、農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米を作付されます。

2番の譲受人も、画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、経営拡張のため、農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米を作付されます。

3番の譲受人は、画図町大字所島にお住まいの専業農家で、子への贈与のため、農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米、ナス、大根を作付されます。

4番の譲受人は、嘉島町で耕作をされている専業農家で、経営拡張のため、農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米、ニラを作付されます。

以上、1番から4番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上と申します。

5番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはネギを作付される計画です。

6番は、妻へ贈与のための所有権移転の申請です。申請人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

以上2件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

7番から9番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、経営拡張のための使用貸借の申請です。借受人はミカンを

つくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

8番は、母から贈与される申請です。譲受人は菊をつくられる専業農家で、申請地にも菊をつくられる予定です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上3件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より7番から9番につきましてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

10番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米とナスを作付されており、許可後はナスをつくられる予定です。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で米を作付されており、許可後は飼料作物をつくられる予定です。

以上2件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より10番、11番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

12番と13番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で米を栽培されておりますが、今後はハウスを建て水耕栽培をされる予定です。

13番につきましては、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米と露地野菜をつくられており、許可後はナスを栽培される予定です。

以上2件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より12番から13番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番です。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

14番から16番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米、麦、大豆、キュウリを作付けており、許可後は米、麦、大豆をつくれる予定です。

15番と16番は関連で、それぞれ孫、子への経営移譲のための使用貸借権の申請です。中心になって農業をされていた16番の貸し人が入院され、子が引き続き米、麦とイチゴをつくれる予定です。

以上3件について協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より14番から16番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、17番。

13番 緒方一臣委員

13番委員。

17番から18番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

17番、18番は関連です。譲受人が経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は露地野菜をつくられる農家で、許可後はカボチャや菜種をつくられる計画です。

以上、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願います。

議長 長 ただいま、地元委員より17番から18番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口です。

19番から24番までご説明を申し上げます。

19番は、孫への使用貸借のための権利設定申請です。許可後はトマトを作付されます。

20番から22番は関連でございます。新規就農のための賃貸借による権利設定申請です。営農計画等につきましては、地区委員会に出席してもらい何ら問題がないことを確認しております。許可後はナスとグリーンリーフを作付される予定でございます。

23番は、贈与による所有権移転の権利設定申請です。許可後はミカンを作付される予定でございます。

24番は、売買による経営拡張のための所有権移転の権利設定申請でございます。許可後はニガウリを作付される予定です。

以上6件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 長 ただいま、地元委員より19番から24番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。
地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議
状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

15番 松原信博委員

15番委員です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請人は、平成27年10月に農地法4条で転用許可を得たところ
ですが、進入路の道幅が狭く、大型トラック等の出入りで安全面に不
安があるため、進入路を変更し道幅を広げることとともに駐車台数を
ふやす計画に、変更申請するものです。変更前が2,473㎡、変更
後は2,523㎡で、同時に4条申請がなされているところでござい
ます。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、変更について
はやむを得ないものとの協議結果でございました。ご審議方、よろし
くお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、
6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準
に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。
それでは、1番、お願いいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告
いたします。

1番は、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha以上
の広がりのある区域内の農地で、特に良好な営農条件を備える甲種農
地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、
不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、

近隣の悠愛病院への社員用駐車場16台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等は何ら問題ありません。工事完了は平成28年8月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

2番は、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、特に良好な営農条件を備える甲種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、近隣の悠愛病院への社員用駐車場16台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等は問題ありません。工事完了は平成28年8月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番と2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、農家住宅への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。申請地は既存の集落と間隔を置いて接していますが、間の農地が営農上に必要な苗畑に供されるものであるため集落に接続していると判断し、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、農家住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等については問題ありません。工事完了は、平成29年5月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地条件の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

4番と5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、漁業用倉庫等への転用申請です。申請人は漁業を営まれており集落に居住されているため、この土地に計画されました。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、この場合の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断いたしました。土地利用計画は、面積1,887㎡のうち1,167㎡に、漁業用ノリ乾燥倉庫及び水槽、漁業用資材置場、駐車場3台分への転用を計画されており、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。また、申請地は一部資材置場として利用されていたため、深く反省している旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は、平成28年6月27日から平成28年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

5番は、資材置場等への転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,087㎡に農業用ビニールハウス建築に関する資材置場及び、従業員駐車場6台分、重機置場等への転用を計画されており、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。また、申請地は無断転用のため、既に資材置場として利用されていたため、今後このようなことが二度とないよう深く反省している旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。
15番。

15番 松原信博委員

15番委員です。

6番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

申請人は、自宅横にある会社の法人の役員をしておられて、その法人の資材置き場、駐車場のために申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、以前に転用許可を受けていた2,473㎡を事業計画変更し、進入路を手前に持ってきて道幅を広くして、あわせて駐車台数をふやす計画としました。事業面積2,523㎡に、駐車場21台分と、工場製品それと材料等の資材置き場で、妥当な面積だと思われます。隣接農地は本人所有で、資金計画、排水計画、被害防除等、問題はありません。工事計画は平成28年7月15日から同月の31日までの約半月で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、16件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

36番 梅田誠也委員

36番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、宅地建物取引業を営む法人が、農地の所有権を移転し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅9棟の建築と区域内道路を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年8月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、同時に手続中であることを確認しております。

2番は、不動産業を営む個人が、農地の所有権を移転し建て売り住宅及び店舗へ転用する申請です。農地区分は、第3種農地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と、市街化の著しい区域内の農地で上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地の混在地と判断されます。先日の地区委員会で現地調査を行ったところ、申請地が無断転用されていることが判明いたしました。始末書の添付がなく、所有者との調整も必要なことから、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。

以上、1番につきましては、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。また、2番につきましては、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件についてのご意見でございますが、異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　2番は継続になっております。

続きまして、3番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

3番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積331㎡に個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年7月1日から平成28年12月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

4番から6番までは関連で、申請人は建築工事業等を営む法人で、建売住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積3,574㎡に建売住宅13棟の建築及び新設道路、公園の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年7月20日から平成30年12月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上4件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長　　また、4番、5番、6番については、3,000㎡を超える農地でございますので、申請どおり許可相当として農業会議の意見を聴取することといたします。

続きまして、7番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

7番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番から9番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。交通の便利もよく周辺の宅地化が進んでいるため申請地を選定したものです。農地区分は、水道・下水管が埋設されている道路の沿線、かつ500m以内に教育施設、医療施設がある区域の3種農地と、10ha以上の広がりのある1種農地の混在です。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、建て売り住宅8棟で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの1年間の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

10番と11番は関連で、所有権移転による資材置き場のための転用許可申請です。申請地の周辺地区で計画している造成工事等のための資材置き場として選定したものです。農地区分は、水道・下水管が埋設されている道路の沿線、かつ500m以内に教育施設、医療施設がある区域の3種農地と、10ha以上の広がりのある1種農地の混在です。1種農地は原則不許可ですが、隣接土地との一体的利用に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、重機・車両4台分の置き場、砂利・砕石置き場、土木資材置き場であり、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年7月1日から平成28年12月20日までの約6カ月の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、7番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

37番 角居登委員

37番委員。

12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、所有権移転による宅地拡張のための転用許可申請です。申請者家族は申請地の北側に居住されており、子供の成長に伴う車の大型化や台数の増加、また、住宅も手狭になっていることから、宅地の拡張が必要であるため申請されたものです。農地区分は、天明総合出張所から500m以内の区域であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は1筆188㎡に3台分の駐車場で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除などは問題ありません。工事計画は平成28年7月15日から平成28年12月31日で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、12番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、前回、継続審議となった案件で、資材置き場のための賃借権設定の転用許可申請です。賃借人は南区の農業用排水路工事及び下水道工事等を行っている法人で、工事現場にも近いところから申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、盛り土、埋め戻し用の土砂置き場、土木資材置き場、駐車場6台、重機4台分の置き場、砕石・砂置き場と通路であり、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ずに埋め立てて、石・土砂の仮置き場として使用してきたことに関して始末書の提出を受けており、改めて地区委員会で聞き取りを行いました。深く反省されており転用許可もやむを得ないものと協議しました。

以上1件、先日の地区委員会で検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議をいたしま

した。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
14番、15番は取り下げでございます。
続きまして、16番。

15番 松原信博委員

15番委員です。

16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積71.66㎡で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前調査の申請中とのこと。工事計画は、平成28年7月1日から28年12月30日までの6カ月の予定です。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、17番。

3番 牧野正治委員

3番委員、牧野です。

17番から18番について、地区委員会での協議状況を説明いたします。

17番は、所有権移転による駐車場建設のための転用申請です。農

地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と
思われます。被害防除、周辺への影響もなく、転用面積も適正なもの
と思われます。事業計画、代替地検討、資金証明等もそろっており、
工事期間は平成28年10月31日までを予定されており、許可後、
速やかに着手されることを確認しております。

18番は、贈与による個人住宅建設のための転用申請です。農地区
分は10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と思われ
ます。被害防除、周辺への影響もなく、転用面積も適切なものと思わ
れます。事業計画、代替地の検討、資金証明等もそろっており、工事
期間は平成29年3月31日までを予定されており、許可後、速やか
に着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で開
発許可の事前協議もなされています。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基
準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしているとの協議
をいたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、17番、18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につ
きましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたし
ます。

まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画（3号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細15ページの1番から16ページ
の8番までの合計8件で、1番と2番が公社への売り渡し、3番から
8番が相対による売買です。面積は、8件合わせまして、田7,50
4㎡、畑1万5,713㎡の、合計2万3,217㎡で、売買価格は
備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細16ページの9番から2
5ページの34番までで、貸手26名、借手20名の件数26件です。
契約期間別では、6年未満が22件、6年以上10年未満が1件、1
0年以上が3件で、面積は26件合わせまして、田8万3,914㎡、
畑5,263㎡の、合計8万9,177㎡です。権利の種類につきま
しては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、露地

野菜、果樹、大豆及び麦です。

次に、再設定分です。明細26ページの35番から27ページの42番までで、貸手4名、借手8名の件数8件です。契約期間別では、6年未満が7件、10年以上が1件で、面積は8件合わせまして、田3,091㎡、畑3,375㎡の、合計6,466㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、果樹です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細27ページの43番と28ページの44番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は6年未満1件のみで、面積は田のみの1,645㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稻です。

続きまして、第6号議案です。

29ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細30ページの1番から31ページの6番までで、貸手6名の件数6件です。契約期間別では、6年未満が2件、10年以上が4件で、面積は6件合わせまして、田2万283㎡、畑440㎡の、合計2万723㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会で調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は専業農家で、対象農地は農地として適正な管理・耕作が行われており、そのことを地元委員が確認しております。

2番も、相続税納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は専業農家で、対象農地6筆については農地として適正な管理・耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番と2番につきまして、農地として適正な管理や耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願い出は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人については、専業農家で、東区下南部1丁目の田5筆の全農地について、願出人みずから農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番につきましては、引き続き農業経営を行っている証明については、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、報告事項。

事務局 報告事項の件数についてご説明いたします。
黄色の用紙になります。こちらご報告事項、農地法第3条の3の規定による届け出、こちら5件上がっております。2番、農地法第4条の規定に基づく転用届、10件です。農地法第5条の規定に基づく転用届、26件になっております。農地法第18条第6項の規定による通知、こちら10件になっております。5番、非農地証明、1件です。6番、許可不要転用届、こちら2件上がっております。7番、農地改良届、こちら2件になっております。8番、使用貸借解約通知、こちら訂正があっておりますが、3件ということになります。9番、農地中間管理機構による農用地利用配分計画、こちら5件、合計しまして64件となっております。
以上です。

議 長 次に、次第のその他ですが、本日は特に何もございません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて総会を閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 3 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年6月8日

会 長 会長 森 日出輝

署名委員 30番 福原 幸一

署名委員 31番 牧坂 邦夫

書 記 友安 文崇